

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月8日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	GSグローバルREITポートフォリオ(毎月分配型)
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

GSグローバルREITポートフォリオ(毎月分配型)

（ファンドの愛称を「リートマスター」とします。以下「本ファンド」または「リートマスター」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円<sup>\*</sup>を上限とします。

<sup>\*</sup>受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>です。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03 (6437) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：リマスタ）。

<sup>\*</sup>本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

### （５）【申込手数料】

3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

**( 6 ) 【申込単位】**

販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

**( 7 ) 【申込期間】**

2018年2月9日から2018年8月8日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

**( 9 ) 【払込期日】**

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**( 12 ) 【その他】**

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、グローバルREITポートフォリオ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されているREIT(不動産投資信託)に分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ( )

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外：投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・不動産投信：投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( ) 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(不動産 投信)) 資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ ブ・ファンズ	あり ( ) なし	日経225 TOPIX その他( )	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート 型絶対収益追求 型 その他 ( )

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産(投資信託証券(不動産投信))：目論見書または投資信託約款において、不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- ・年12回(毎月)：目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル(日本を含む)：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含みます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド：目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

#### <ファンドのポイント>

1. 世界各国のリートに分散投資を行い、安定した配当収入の確保と信託財産の成長を追求するファンドです。(外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。)
2. 運用上の参考指標として合成参考指標<sup>\*</sup>を用い、投資対象国・地域の市場の成長性やバランスに留意したポートフォリオを構築します。
3. 毎月の決算時(毎月8日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、リーートの配当等収益を中心に、原則として収益分配を行います。また、基準価額水準や市況動向等によっては、最大で年4回、リーートの値上がり益や為替の評価益等も勘案して分配を行う場合があります。

\*合成参考指標：S&P先進国リート・インデックス(除く米国、トータル・リターン、円ベース)とS&P先進国リート・インデックス(トータル・リターン、円ベース)を1対1の割合で合成(以下「合成参考指標」ということがあります。)。合成参考指標は、将来見直されることがあります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMニューヨーク」、「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、リートおよび為替の運用を行います。

### <リート(不動産投資信託)とは >

リート（REIT：Real Estate Investment Trust=不動産投資信託）とは、多数の投資家から資金を集めて、オフィスビル、倉庫、ショッピング・モール、集合住宅などのさまざまな形態の不動産を所有し、管理、運営することを目的とする会社のことです。

投資先の不動産から得られる賃料収入や売却益などを投資家に配当金として分配する仕組みになっています。

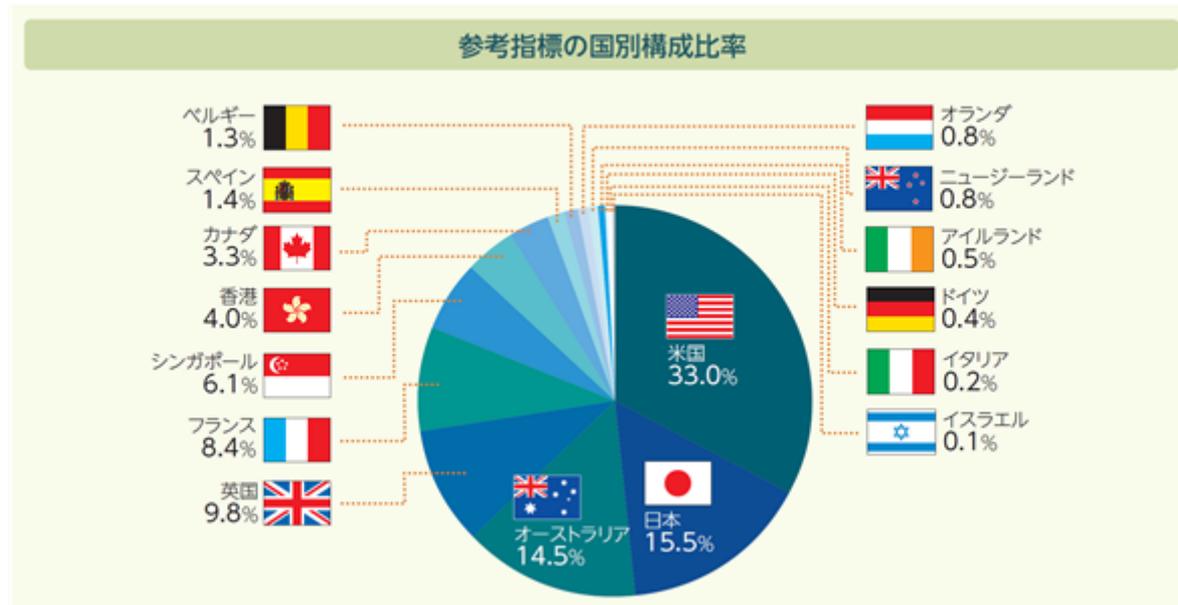


リート（REIT）は、国によって呼称が異なる場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式による運用を行います。上記ではマザーファンドの記載が省略されています。

### <主な投資対象国 >

本ファンドは米国の比率を抑えた合成参考指標を用い、市場の成長性やバランスに留意したポートフォリオを構築します（合成参考指標は、将来見直されることがあります。）。



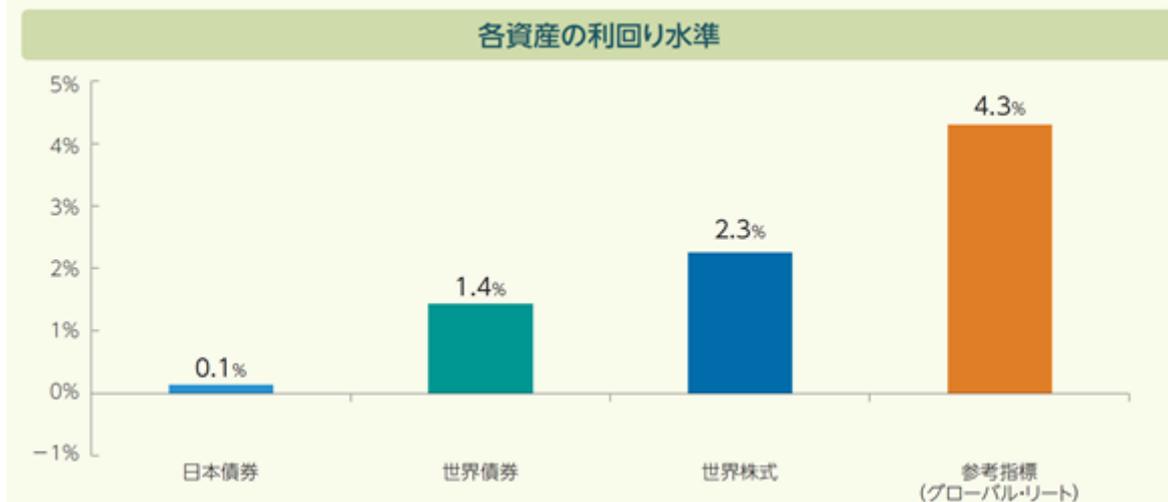
2017年11月末現在

出所：S&P先進国リート・インデックス（除く米国）とS&P先進国リート・インデックスを1対1の割合で合成

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。また、上記は参考指標の比率であり、本ファンドの運用実績ではありません。なお、上記すべてに投資するとは限らず、上記以外に投資する場合があります。

## &lt; リートの配当利回り &gt;

主に賃料収入を収益源としたグローバル・リーートの配当利回りは、世界株式などと比較しても高い水準です。



2017年11月末現在

出所：ブルームバーグ、MSCI Inc

日本債券：NOMURA-BPI総合

世界債券：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・アグリゲート・インデックス

世界株式：MSCIワールド・インデックス

グローバル・リート：S&P先進国リート・インデックス（除く米国、トータル・リターン、ドル・ベース）とS&P先進国リート・インデックス（トータル・リターン、ドル・ベース）を1対1の割合で合成

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスの配当利回りおよび利回りのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

## &lt; 主要資産とリーートの値動き &gt;

リート投資は株式や債券と比較すると値動きの幅が大きく、特に2000年代以降はその傾向が強く見られます。



期間：1995年12月末～2017年11月末

出所：ブルームバーグ、MSCI Incのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

グローバル・リート：S&P先進国リート・インデックス（除く米国、トータル・リターン、円ベース）とS&P先進国リート・インデックス（トータル・リターン、円ベース）を1対1の割合で合成。価格変動と配当収益を加味した指数。

世界株式：MSCIワールド・インデックス（円ベース、配当込み）

世界債券：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・アグリゲート・インデックス（円ベース）

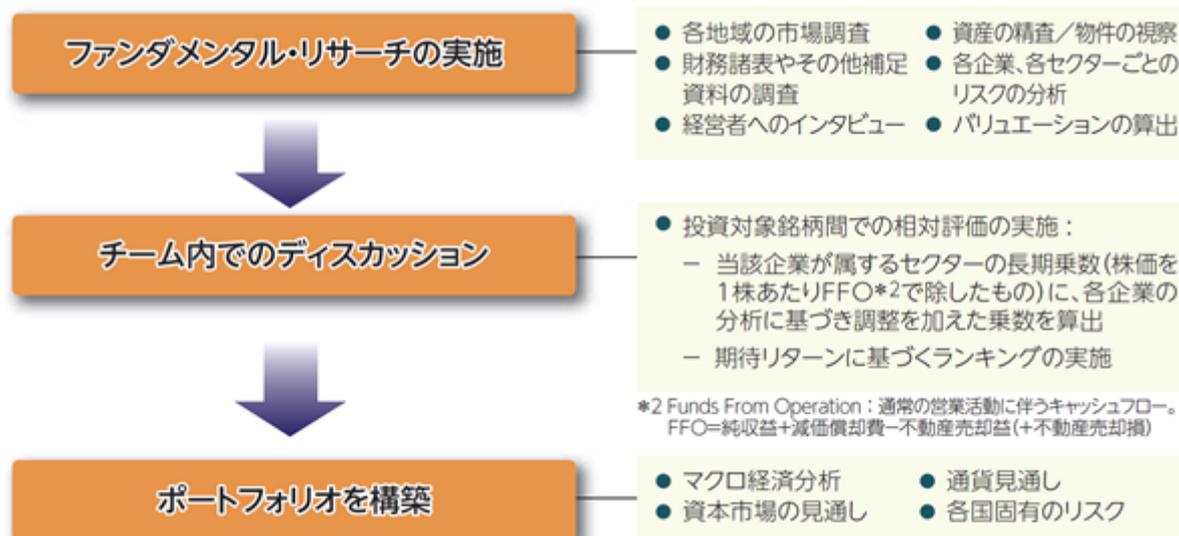
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。**本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。**

## &lt;ファンドの運用&gt;

原則として、本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル不動産証券チームが行います。運用にあたっては、各拠点に配置されたポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタル・リサーチ体制に加え、米国株式運用チーム、グローバル債券・通貨運用グループおよび不動産投資グループ<sup>\*1</sup>との定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図っています。

各拠点の担当者が「市場動向」「経営者」「財務内容」「バリュエーション」に着目したボトムアップ・アプローチにより銘柄の調査を行います。

\*1 不動産投資グループは米国を中心とした商業不動産への直接投資を通じて、多様な地域・経済セクター・物件タイプ等についてリサーチしています。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

本ファンドおよびマザーファンドの信託設定日は2007年2月22日であり、同日より運用を開始しました。

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



\* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

## 2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

## a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社はリーートの運用および為替運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

## b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス資産運用グループ各社）

( ) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

( ) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

( ) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド

上記( )から( )は、本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社よりリーートの運用および為替運用の指図に関する権限の委託を受けています。

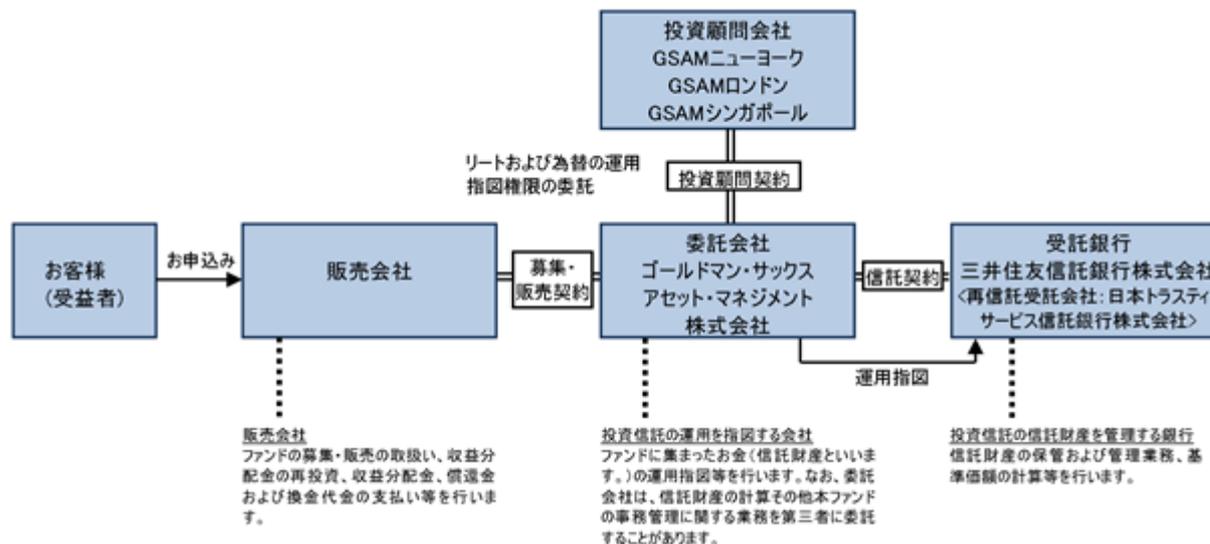
## c. 受託会社（三井住友信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

## d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

## ファンドの関係法人



## &lt;ご参考&gt; ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2017年6月末現在、グループ全体で1兆2,105億米ドル（約136兆円<sup>\*</sup>）の資産を運用しています。

<sup>\*</sup>米ドルの円貨換算は便宜上、2017年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.00円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

## 委託会社等の概況

## a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

## b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

## c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

#### b. 本ファンドの運用方針

- ・ 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)
- ・ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、S & P先進国REITインデックス(除く米国、トータル・リターン、円ベース)およびS & P先進国REITインデックス(トータル・リターン、円ベース)を1対1の割合で合成したものを運用上の参考指標とします。

\* 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額(本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額をいいます。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

#### c. マザーファンドの運用方針

- ・ 信託財産は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託に分散投資を行うことにより、高水準のインカム・ゲインの獲得を図りつつ、長期的な元本の成長をめざします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、S & P先進国REITインデックス(除く米国、トータル・リターン、円ベース)とS & P先進国REITインデックス(トータル・リターン、円ベース)を1対1の割合で合成したものを運用上の参考指標とします。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	世界のリートの運用 および為替の運用	別に定める取決めに基 づく金額が委託会社か ら原則として毎月支払 われるものとし、信託 財産からの直接的な支 弁は行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (GSAMロンドン)	英国ロンドン市		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール) ピーティーイー・リミテッド (GSAMシンガポール)	シンガポール		

## (2) 【投資対象】

## (a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
  - ニ. 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## (b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。）
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1および3の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、4の証券および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

## (c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債につき貸付の指図をすること。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

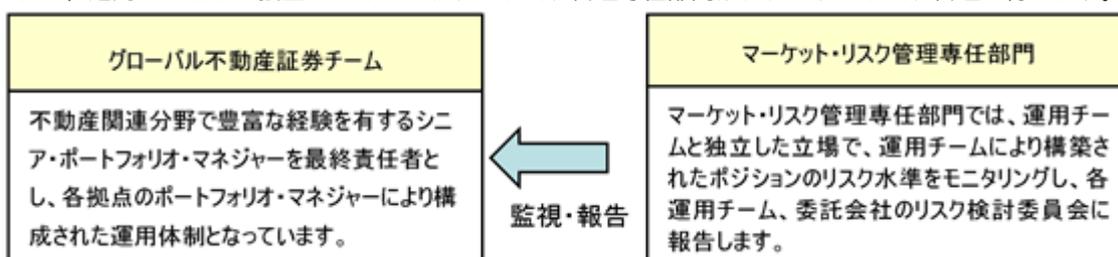
担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

### （３）【運用体制】

#### a. 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル不動産証券チームが行います。運用にあたっては、各拠点に配置されたポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタル・リサーチ体制に加え、米国株式運用チーム、グローバル債券・通貨運用グループおよび不動産投資グループとの定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図っています。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



（注１）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）

#### c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

### （４）【分配方針】

毎月の決算時（毎月8日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、リートからの配当等収益を中心に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。また、基準価額水準や市場動向等によっては、最大で年4回（毎年2月、5月、8月、11月の決算時）、リートの値上がり益や為替の評価益等も勘案して分配を行う場合があります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。

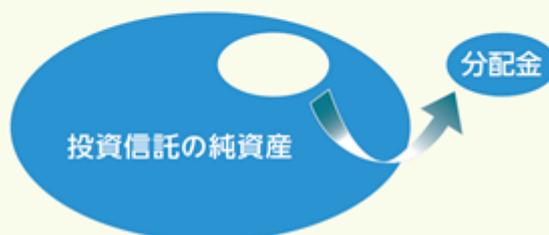
自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

#### < 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

#### 投資信託で分配金が支払われるイメージ

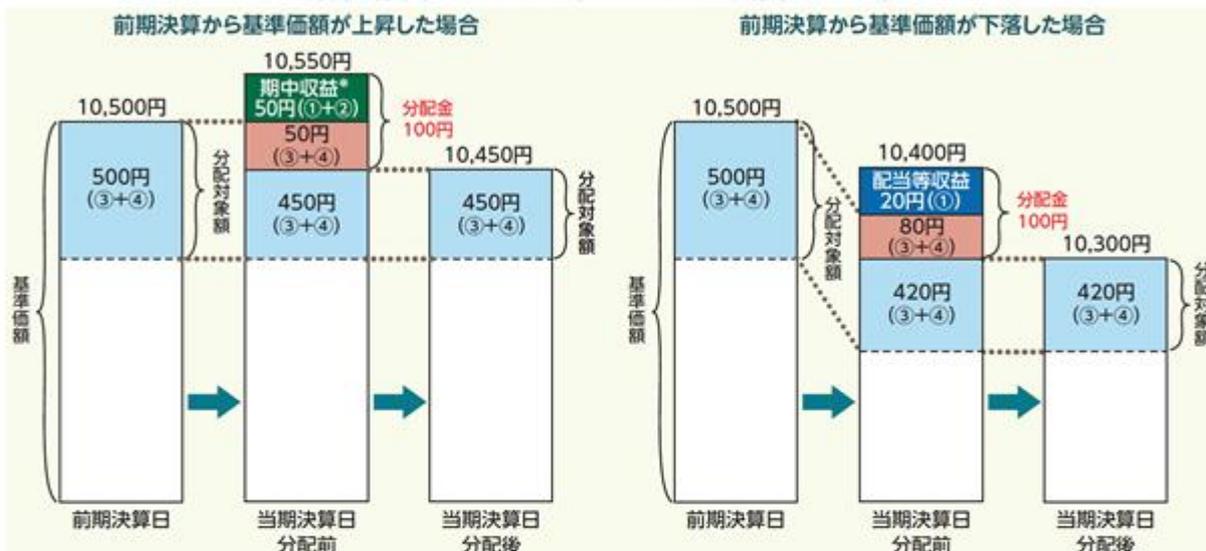


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分)です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



\*上図の期中収益は以下の2項目で構成されます。

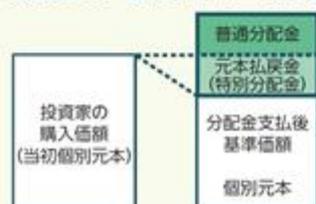


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

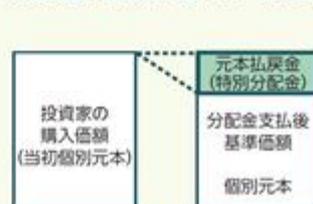
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

## 数年間にわたって基準価額が下落した場合

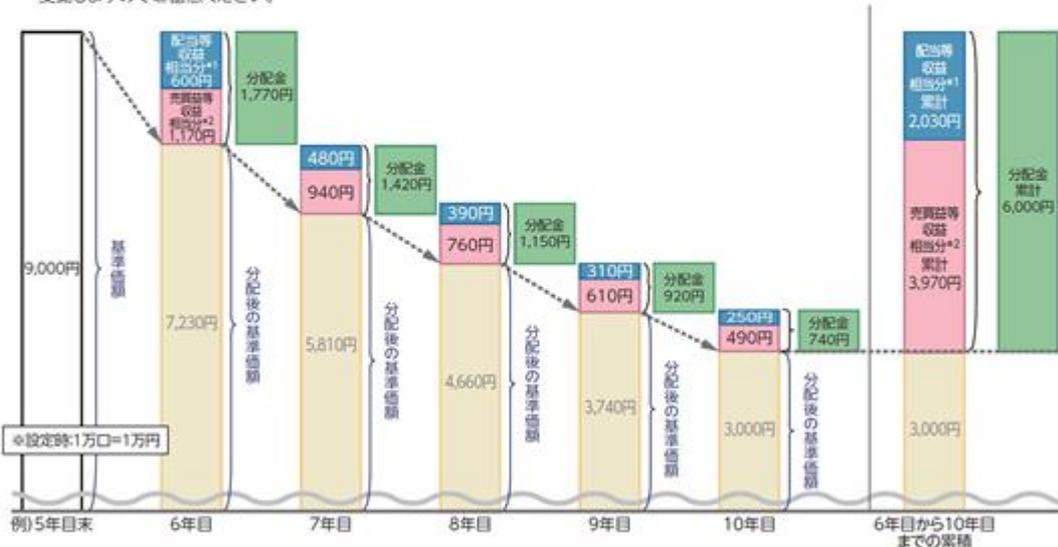
### ①配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



### ②配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



\* 1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

\* 2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注)上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

## (5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

## (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を含みます。)および短期金融商品以外の有価証券への直接投資は行いません。
2. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
3. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
4. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

## (b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第22条）

信託財産において有さない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

2. 有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第23条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

3. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第24条）

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

4. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第25条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

5. 外国為替予約の運用指図（信託約款第26条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 6. 資金の借入れ（信託約款第34条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

#### (c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

##### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

##### 1. リート投資リスク

本ファンドは、世界のリート(不動産投資信託)を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、リート投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、リート等の組入資産の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に世界のリート市場の下降局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。リートへの投資リスクとして、主に以下のものが挙げられます。

##### イ. 価格変動リスク

一般にはリーートの市場価格は、リートに組み入れられる個々の不動産等の価値や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組み入れられるリーートの市場価格は下落する可能性があります。

##### ロ. 収益性悪化リスク

リートは、その収益の大部分を賃料収入が占めており、景気動向や不動産の需給の影響により、賃料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行・倒産等によって賃料収入が低下し、収益性が悪化することがあります。また、管理コストの上昇、税制・環境・都市整備等に関する法令の変更によるコスト・税金の増大、組入不動産の滅失・破損等によっても、収益性が悪化する場合があります。このような場合、収益性の悪化がリーートの市場価格の下落をもたらすこともあります。また、収益性の悪化により、本ファンドが受領するリートからの配当金が減少することもあります。

##### ハ. 信用リスク

リーートの資金繰りや収益性の悪化によりリートが清算され、投資した資金を回収できないこともあります。

##### ニ. カントリー・リスク

本ファンドは先進国を中心とした世界のリートに投資しますが、各国の政治・経済情勢や税制の変更などにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

##### ホ. 金利リスク

金利の上昇局面では、リートに対する投資価値が相対的に低下し、リーートの市場価格の低下につながる場合があります。また、借入れを行うリートにおいては、金利負担の増大により、収益性が悪化する可能性があります。

##### ヘ. 流動性リスク

リートには、上場企業が発行する株式等に比べて純資産総額が小さく、売買の少ない流動性の低いものが少なくありません。その結果、こうしたリートへの投資はボラティリティ(市場価格のブレ幅を計る指標)が比較的高く、また流動性の高い株式等に比べ市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があります。

##### ト. マネジメント・リスク、集中投資リスク

リーートの運営・管理および収益性は、リーートのマネジメント能力および資金繰りの状況に依存します。リートによっては、地域的、業種別に分散していない場合があり、よりリスクが高い場合があります。

##### チ. 追加口数の発行による収益性の希薄化リスク

リートは、追加的に投資口数を発行する場合があります。その場合、投資口数の増大により収益性が希薄化し、1口当たりのリーートの収益性が低下することがあります。

## 2. 為替変動リスク

本ファンドの主要な投資対象である世界のリートは、原則として現地通貨建てとなり、したがって本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。本ファンドは為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、とりわけ、世界の通貨安を背景とした円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

## 3. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

## 4. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

### (b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

### (c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

### (d) 参考指標に関わる留意点

本ファンドは、S & P先進国REITインデックス（除く米国、トータル・リターン、円ベース）とS & P先進国REITインデックス（トータル・リターン、円ベース）を1対1の割合で合成したものを運用上の参考指標として運用を行いますが、実際のパフォーマンスは、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

### (e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

### (f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

### (g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

## <外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

### (h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

### (i) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（注1）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## (3) 参考情報

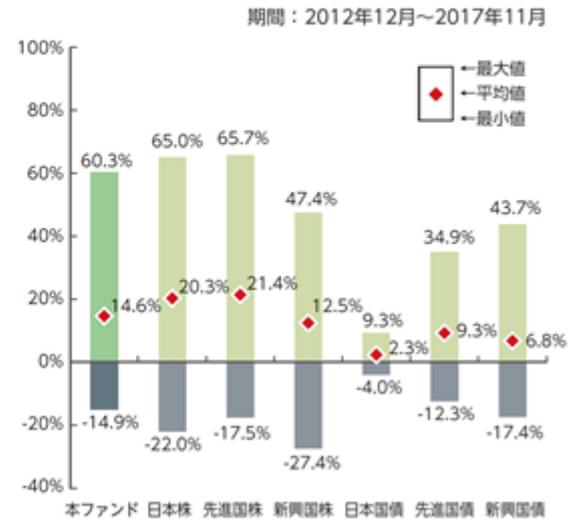
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

#### ● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

(a) 3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.7064%（税抜1.58%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配 分	
		300億円以下の部分	300億円超の部分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.81% (税抜0.75%)	年率0.756% (税抜0.70%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.81% (税抜0.75%)	年率0.864% (税抜0.80%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.0864% (税抜0.08%)	年率0.0864% (税抜0.08%)

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

### (4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

本ファンドは上場リートを実質的な投資対象としております。当該上場リートは市場の需給により価格形成されるため、費用は表示しておりません

#### (5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個人の受益者の場合<sup>\*1</sup>

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 20.315% <sup>*2</sup>
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% <sup>*2</sup>
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% <sup>*2</sup>

\*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間（5年）以内に信託期間が終了（繰上償還を含む）した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

#### < 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限りです。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りです。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

##### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

#### < 換金時および償還時の課税について >

##### 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りです。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

#### 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・ 2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2017年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,283,874,368	100.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	8,642,658	0.10
合計(純資産総額)	-	8,275,231,710	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 参考情報

&lt;グローバルREITポートフォリオ・マザーファンド&gt;

(2017年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	1,351,868,400	15.32
	アメリカ	2,915,922,738	33.04
	カナダ	363,708,108	4.12
	フランス	820,915,343	9.30
	オーストラリア	1,485,508,454	16.83
	イギリス	567,574,811	6.43
	香港	182,723,572	2.07
	シンガポール	560,905,164	6.36
	スペイン	213,427,578	2.42
	アイルランド	153,576,659	1.74
	小計	8,616,130,827	97.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	208,336,641	2.36
合計(純資産総額)	-	8,824,467,468	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2017年11月30日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	グローバルREITポートフォリオ・マ ザーファンド	5,852,260,239	1.4133	8,271,584,490	1.4155	8,283,874,368	100.10

## 種類別及び業種別投資比率（2017年11月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 参考情報

## &lt;グローバルREITポートフォリオ・マザーファンド&gt;

(2017年11月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	2,310	139,407	322,031,380	141,700	327,327,000	3.71
2	アメリカ	投資証券	RLJ LODGING TRUST	132,153	2,421.93	320,066,161	2,392.26	316,145,327	3.58
3	フランス	投資証券	FONCIERE DES REGIONS	26,423	11,555.51	305,331,297	11,859.93	313,375,010	3.55
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	17,519	17,829.05	312,347,183	17,785.69	311,587,617	3.53
5	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	806,929	342.22	276,151,967	359.00	289,687,592	3.28
6	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	728,639	390.75	284,717,390	397.19	289,409,290	3.28
7	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	1,773	157,172	278,667,679	157,700	279,602,100	3.17
8	アメリカ	投資証券	LASALLE HOTEL PROPERTIES	87,770	3,195.90	280,504,881	3,165.41	277,828,255	3.15
9	フランス	投資証券	KLEPIERRE	55,229	4,558.32	251,751,530	4,596.55	253,863,086	2.88
10	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	8,786	28,890.49	253,831,924	28,872.89	253,677,247	2.87
11	日本	投資証券	ケネディクス商業リート投資法人	1,092	223,213	243,749,661	229,000	250,068,000	2.83
12	アメリカ	投資証券	HCP INC	81,131	3,024.85	245,409,838	3,014.14	244,540,598	2.77
13	シンガポール	投資証券	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,393,300	163.50	227,804,870	163.88	228,339,995	2.59
14	スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	146,425	1,454.30	212,946,312	1,457.58	213,427,578	2.42
15	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	465,216	440.59	204,973,176	454.05	211,233,418	2.39
16	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	26,275	7,683.90	201,894,732	7,538.72	198,079,973	2.24
17	オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	832,162	230.39	191,729,266	235.93	196,339,137	2.22
18	シンガポール	投資証券	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	1,496,200	130.17	194,764,839	129.77	194,171,450	2.20
19	アメリカ	投資証券	DDR CORP	210,303	893.86	187,982,541	876.23	184,274,008	2.09
20	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	16,046	11,761.75	188,729,158	11,457.11	183,840,827	2.08
21	香港	投資証券	LINK REIT	181,000	953.84	172,645,854	1,009.52	182,723,572	2.07
22	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	3,742	47,505	177,764,664	48,150	180,177,300	2.04
23	アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	86,333	1,988.97	171,713,834	2,043.79	176,446,695	2.00
24	イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	176,548	895.58	158,113,425	938.05	165,612,476	1.88
25	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	508	290,675	147,663,124	322,500	163,830,000	1.86
26	イギリス	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	128,479	1,170.37	150,368,899	1,255.25	161,273,971	1.83
27	アメリカ	投資証券	LIFE STORAGE INC	15,896	9,749.41	154,976,683	10,026.23	159,377,016	1.81
28	カナダ	投資証券	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	43,616	3,672.27	160,169,981	3,626.84	158,188,428	1.79
29	オーストラリア	投資証券	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	756,768	198.58	150,284,973	203.68	154,144,560	1.75
30	アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	54,109	2,837.26	153,521,493	2,848.31	154,119,260	1.75

## 種類別及び業種別投資比率（2017年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資証券	97.64
合計	97.64

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

（2017年11月30日現在）

該当事項はありません。

## 参考情報

<グローバルREITポートフォリオ・マザーファンド>

（2017年11月30日現在）

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

（2017年11月30日現在）

該当事項はありません。

## 参考情報

<グローバルREITポートフォリオ・マザーファンド>

（2017年11月30日現在）

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2017年11月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第3特定期間末(2008年5月8日)	21,321	21,433	0.7598	0.7638
第4特定期間末(2008年11月10日)	10,045	10,166	0.3722	0.3767
第5特定期間末(2009年5月8日)	9,281	9,365	0.3315	0.3345
第6特定期間末(2009年11月9日)	14,216	14,318	0.4176	0.4206
第7特定期間末(2010年5月10日)	15,017	15,121	0.4369	0.4399
第8特定期間末(2010年11月8日)	14,292	14,355	0.4552	0.4572
第9特定期間末(2011年5月9日)	13,159	13,215	0.4701	0.4721
第10特定期間末(2011年11月8日)	10,342	10,395	0.3917	0.3937
第11特定期間末(2012年5月8日)	10,118	10,166	0.4168	0.4188
第12特定期間末(2012年11月8日)	9,744	9,788	0.4443	0.4463
第13特定期間末(2013年5月8日)	14,075	14,119	0.6351	0.6371
第14特定期間末(2013年11月8日)	12,294	12,337	0.5694	0.5714
第15特定期間末(2014年5月8日)	11,736	11,774	0.6148	0.6168
第16特定期間末(2014年11月10日)	11,554	11,588	0.6798	0.6818
第17特定期間末(2015年5月8日)	11,003	11,033	0.7210	0.7230
第18特定期間末(2015年11月9日)	9,862	9,890	0.6852	0.6872
第19特定期間末(2016年5月9日)	8,982	9,010	0.6473	0.6493
第20特定期間末(2016年11月8日)	8,080	8,107	0.5954	0.5974
第21特定期間末(2017年5月8日)	8,945	8,973	0.6373	0.6393
第22特定期間末(2017年11月8日)	8,226	8,252	0.6346	0.6366
2016年11月末日	8,416	-	0.6231	-
12月末日	8,605	-	0.6556	-
2017年1月末日	8,323	-	0.6381	-
2月末日	8,316	-	0.6462	-
3月末日	8,123	-	0.6385	-
4月末日	8,987	-	0.6398	-
5月末日	8,736	-	0.6284	-
6月末日	8,790	-	0.6378	-
7月末日	8,611	-	0.6370	-
8月末日	8,387	-	0.6267	-
9月末日	8,431	-	0.6372	-
10月末日	8,168	-	0.6293	-
11月末日	8,275	-	0.6345	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第3特定期間	2007年11月9日～2008年5月8日	0.0240
第4特定期間	2008年5月9日～2008年11月10日	0.0265
第5特定期間	2008年11月11日～2009年5月8日	0.0240
第6特定期間	2009年5月9日～2009年11月9日	0.0180
第7特定期間	2009年11月10日～2010年5月10日	0.0180
第8特定期間	2010年5月11日～2010年11月8日	0.0150
第9特定期間	2010年11月9日～2011年5月9日	0.0120
第10特定期間	2011年5月10日～2011年11月8日	0.0120
第11特定期間	2011年11月9日～2012年5月8日	0.0120
第12特定期間	2012年5月9日～2012年11月8日	0.0120
第13特定期間	2012年11月9日～2013年5月8日	0.0120
第14特定期間	2013年5月9日～2013年11月8日	0.0120
第15特定期間	2013年11月9日～2014年5月8日	0.0120
第16特定期間	2014年5月9日～2014年11月10日	0.0120
第17特定期間	2014年11月11日～2015年5月8日	0.0120
第18特定期間	2015年5月9日～2015年11月9日	0.0120
第19特定期間	2015年11月10日～2016年5月9日	0.0120
第20特定期間	2016年5月10日～2016年11月8日	0.0120
第21特定期間	2016年11月9日～2017年5月8日	0.0120
第22特定期間	2017年5月9日～2017年11月8日	0.0120

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第3特定期間	2007年11月9日～2008年5月8日	14.3
第4特定期間	2008年5月9日～2008年11月10日	47.5
第5特定期間	2008年11月11日～2009年5月8日	4.5
第6特定期間	2009年5月9日～2009年11月9日	31.4
第7特定期間	2009年11月10日～2010年5月10日	8.9
第8特定期間	2010年5月11日～2010年11月8日	7.6
第9特定期間	2010年11月9日～2011年5月9日	5.9
第10特定期間	2011年5月10日～2011年11月8日	14.1
第11特定期間	2011年11月9日～2012年5月8日	9.5
第12特定期間	2012年5月9日～2012年11月8日	9.5
第13特定期間	2012年11月9日～2013年5月8日	45.6
第14特定期間	2013年5月9日～2013年11月8日	8.5
第15特定期間	2013年11月9日～2014年5月8日	10.1
第16特定期間	2014年5月9日～2014年11月10日	12.5
第17特定期間	2014年11月11日～2015年5月8日	7.8
第18特定期間	2015年5月9日～2015年11月9日	3.3
第19特定期間	2015年11月10日～2016年5月9日	3.8
第20特定期間	2016年5月10日～2016年11月8日	6.2
第21特定期間	2016年11月9日～2017年5月8日	9.1
第22特定期間	2017年5月9日～2017年11月8日	1.5

## (4)【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第3特定期間	2007年11月9日～2008年5月8日	438,040,598	1,981,417,950	28,061,250,308
第4特定期間	2008年5月9日～2008年11月10日	462,202,607	1,538,251,524	26,985,201,391
第5特定期間	2008年11月11日～2009年5月8日	1,529,096,942	513,014,042	28,001,284,291
第6特定期間	2009年5月9日～2009年11月9日	6,819,539,991	779,417,623	34,041,406,659
第7特定期間	2009年11月10日～2010年5月10日	6,352,602,712	6,017,000,822	34,377,008,549
第8特定期間	2010年5月11日～2010年11月8日	2,841,928,592	5,820,360,761	31,398,576,380
第9特定期間	2010年11月9日～2011年5月9日	924,337,613	4,330,632,557	27,992,281,436
第10特定期間	2011年5月10日～2011年11月8日	1,061,536,804	2,647,604,989	26,406,213,251
第11特定期間	2011年11月9日～2012年5月8日	753,757,798	2,882,310,571	24,277,660,478
第12特定期間	2012年5月9日～2012年11月8日	336,959,945	2,679,334,825	21,935,285,598
第13特定期間	2012年11月9日～2013年5月8日	2,948,644,687	2,722,214,838	22,161,715,447
第14特定期間	2013年5月9日～2013年11月8日	1,718,815,536	2,288,795,351	21,591,735,632
第15特定期間	2013年11月9日～2014年5月8日	463,389,445	2,966,372,386	19,088,752,691
第16特定期間	2014年5月9日～2014年11月10日	475,691,750	2,566,766,728	16,997,677,713
第17特定期間	2014年11月11日～2015年5月8日	1,078,542,223	2,814,450,202	15,261,769,734
第18特定期間	2015年5月9日～2015年11月9日	575,566,418	1,445,061,442	14,392,274,710
第19特定期間	2015年11月10日～2016年5月9日	588,334,370	1,103,310,231	13,877,298,849
第20特定期間	2016年5月10日～2016年11月8日	344,568,391	650,828,656	13,571,038,584
第21特定期間	2016年11月9日～2017年5月8日	1,507,170,117	1,042,920,699	14,035,288,002
第22特定期間	2017年5月9日～2017年11月8日	130,233,889	1,201,995,419	12,963,526,472

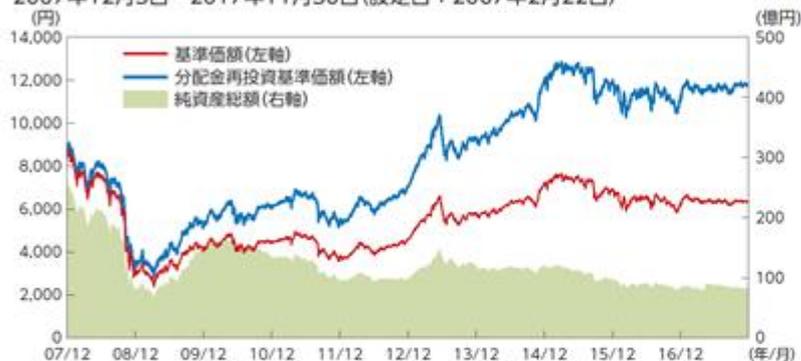
## (参考) 運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

2007年12月3日～2017年11月30日(設定日：2007年2月22日)



2017年11月30日現在

## 基準価額・純資産総額

基準価額	6,345円
純資産総額	82.8億円

## 期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.14%
3ヵ月	2.21%
6ヵ月	2.91%
1年	5.74%
3年	-1.01%
5年	67.37%
設定来	17.92%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	16 12/8	17 1/10	17 2/8	17 3/8	17 4/10	17 5/8	17 6/8	17 7/10	17 8/8	17 9/8	17 10/10	17 11/8	直近1年累計	設定来累計
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	240円	3,265円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

## 組入上位銘柄

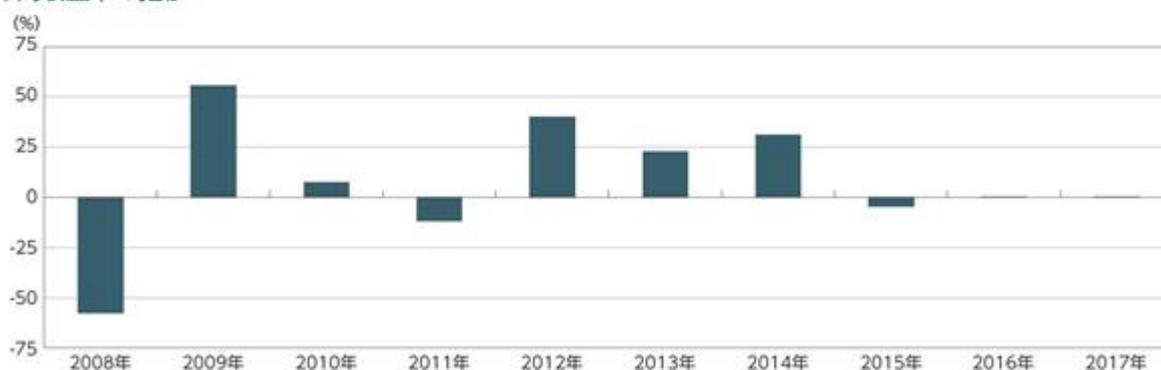
	銘柄	国名	業種(セクター)	比率
1	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	多業種投資型	3.7%
2	RLJロジングトラスト	アメリカ	ホテル・リゾート	3.6%
3	フォンシエール・デ・レジオン	フランス	多業種投資型	3.6%
4	サイモン・プロパティーズ・グループ	アメリカ	小売・商業施設	3.5%
5	センターグループ	オーストラリア	小売・商業施設	3.3%
6	ストックランド	オーストラリア	多業種投資型	3.3%
7	オリックス不動産投資法人	日本	オフィス・産業用施設	3.2%
8	ラサール・ホテル・プロパティーズ	アメリカ	ホテル・リゾート	3.2%
9	クレピエール	フランス	小売・商業施設	2.9%
10	ウニペイル・ロダムコ	フランス	多業種投資型	2.9%

## 組入上位国\*

	国名	ファンド	参考指標
1	アメリカ	33.0%	33.0%
2	オーストラリア	16.8%	14.5%
3	日本	15.3%	15.5%
4	フランス	9.3%	8.4%
5	イギリス	6.4%	9.8%
6	シンガポール	6.4%	6.1%
7	カナダ	4.1%	3.3%
8	スペイン	2.4%	1.4%
9	香港	2.1%	4.0%
10	アイルランド	1.7%	0.5%

\*上記はマザーファンドの対純資産比率です。

## 年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

●2017年は1月から11月末までの収益率を表示しています。

●本ファンドにベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日<sup>\*1</sup>受け付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*2</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

\*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします。

\*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：リマスタ）。

(4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日<sup>\*1</sup>受付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*2</sup>までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

\*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 一部解約の単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。  
詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：リマスタ）。

- (5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：リマスタ）。年2回（5月および11月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2007年2月22日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2007年2月22日から2007年5月8日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)【その他】

##### a. 信託の終了

##### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

##### (b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### c. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

#### d. 関係法人との契約の更改等

##### (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

##### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

#### e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## f．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限りまます。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
  - ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - ・委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

## g．投資信託証券の登録の管理

信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

## h．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

## i．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## j．一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

## k．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

### (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### (5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

### (6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年5月9日から平成29年11月8日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【GSグローバルREITポートフォリオ（毎月分配型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成29年5月8日現在)	当期 (平成29年11月8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	8,985,148,911	8,263,856,513
未収入金	5,724,506	2,042,285
流動資産合計	8,990,873,417	8,265,898,798
資産合計	8,990,873,417	8,265,898,798
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	28,070,576	25,927,052
未払解約金	5,724,506	2,042,285
未払受託者報酬	589,224	569,164
未払委託者報酬	11,047,972	10,671,802
その他未払費用	174,550	206,733
流動負債合計	45,606,828	39,417,036
負債合計	45,606,828	39,417,036
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	14,035,288,002	12,963,526,472
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,090,021,413	4,737,044,710
（分配準備積立金）	967,618,303	885,206,333
元本等合計	8,945,266,589	8,226,481,762
純資産合計	8,945,266,589	8,226,481,762
負債純資産合計	8,990,873,417	8,265,898,798

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	平成28年11月9日 平成29年5月8日	自 至	平成29年5月9日 平成29年11月8日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		801,599,280		196,088,988
<b>営業収益合計</b>		<b>801,599,280</b>		<b>196,088,988</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		3,605,422		3,726,994
委託者報酬		67,601,650		69,881,093
その他費用		1,066,378		1,056,216
<b>営業費用合計</b>		<b>72,273,450</b>		<b>74,664,303</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		<b>729,325,830</b>		<b>121,424,685</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>		<b>729,325,830</b>		<b>121,424,685</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		<b>729,325,830</b>		<b>121,424,685</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		5,762,982		2,785,930
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		<b>5,490,705,169</b>		<b>5,090,021,413</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		<b>384,631,231</b>		<b>443,097,036</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		384,631,231		443,097,036
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>549,636,745</b>		<b>47,745,019</b>
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		549,636,745		47,745,019
<b>分配金</b>		<b>157,873,578</b>		<b>161,014,069</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>5,090,021,413</b>		<b>4,737,044,710</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期	当期
	自 平成28年11月9日 至 平成29年5月8日	自 平成29年5月9日 至 平成29年11月8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期	当期
	(平成29年5月8日現在)	(平成29年11月8日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	13,571,038,584円	14,035,288,002円
期中追加設定元本額	1,507,170,117円	130,233,889円
期中一部解約元本額	1,042,920,699円	1,201,995,419円
2. 受益権の総数	14,035,288,002口	12,963,526,472口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回って おり、その差額は5,090,021,413円 であります。	純資産額が元本総額を下回って おり、その差額は4,737,044,710円 であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期		当期	
	自	平成28年11月9日 至 平成29年5月8日	自	平成29年5月9日 至 平成29年11月8日
分配金の計算過程				
		平成28年11月9日から 平成28年12月8日までの計算期間		平成29年5月9日から 平成29年6月8日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額		15,127,300円		12,793,769円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		- 円		- 円
収益調整金額		293,250,351円		423,553,687円
分配準備積立金額		1,001,292,337円		955,325,665円
本ファンドの分配対象収益額		1,309,669,988円		1,391,673,121円
本ファンドの期末残存口数		13,316,062,042口		13,880,176,520口
10,000口当たり収益分配対象額		983円		1,002円
10,000口当たり分配金額		20円		20円
収益分配金金額		26,632,124円		27,760,353円
		平成28年12月9日から 平成29年1月10日までの計算期間		平成29年6月9日から 平成29年7月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額		66,687,891円		51,178,722円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		- 円		- 円
収益調整金額		289,717,242円		418,767,368円
分配準備積立金額		973,630,917円		925,697,380円
本ファンドの分配対象収益額		1,330,036,050円		1,395,643,470円
本ファンドの期末残存口数		13,110,941,523口		13,681,440,667口
10,000口当たり収益分配対象額		1,014円		1,020円
10,000口当たり分配金額		20円		20円
収益分配金金額		26,221,883円		27,362,881円
		平成29年1月11日から 平成29年2月8日までの計算期間		平成29年7月11日から 平成29年8月8日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額		12,034,534円		18,306,744円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		- 円		- 円
収益調整金額		286,881,964円		414,090,052円
分配準備積立金額		998,484,547円		934,163,689円
本ファンドの分配対象収益額		1,297,401,045円		1,366,560,485円
本ファンドの期末残存口数		12,925,192,348口		13,480,810,418口
10,000口当たり収益分配対象額		1,003円		1,013円
10,000口当たり分配金額		20円		20円
収益分配金金額		25,850,384円		26,961,620円

区分	前期	当期
	自 平成28年11月9日 至 平成29年5月8日	自 平成29年5月9日 至 平成29年11月8日
	平成29年2月9日から 平成29年3月8日までの計算期間	平成29年8月9日から 平成29年9月8日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	22,521,710円	28,147,008円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	286,279,674円	410,847,640円
分配準備積立金額	978,031,706円	913,029,339円
本ファンドの分配対象収益額	1,286,833,090円	1,352,023,987円
本ファンドの期末残存口数	12,851,331,911口	13,321,887,285口
10,000口当たり収益分配対象額	1,001円	1,014円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	25,702,663円	26,643,774円
	平成29年3月9日から 平成29年4月10日までの計算期間	平成29年9月9日から 平成29年10月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	45,252,834円	29,527,951円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	284,674,335円	407,499,363円
分配準備積立金額	961,515,951円	903,723,575円
本ファンドの分配対象収益額	1,291,443,120円	1,340,750,889円
本ファンドの期末残存口数	12,697,974,474口	13,179,194,922口
10,000口当たり収益分配対象額	1,017円	1,017円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	25,395,948円	26,358,389円
	平成29年4月11日から 平成29年5月8日までの計算期間	平成29年10月11日から 平成29年11月8日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	20,395,278円	21,142,200円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	426,629,981円	402,951,743円
分配準備積立金額	975,293,601円	889,991,185円
本ファンドの分配対象収益額	1,422,318,860円	1,314,085,128円
本ファンドの期末残存口数	14,035,288,002口	12,963,526,472口
10,000口当たり収益分配対象額	1,013円	1,013円
10,000口当たり分配金額	20円	20円
収益分配金金額	28,070,576円	25,927,052円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成28年11月9日 至 平成29年5月8日	当期 自 平成29年5月9日 至 平成29年11月8日
1．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	自 平成28年11月9日 至 平成29年5月8日	自 平成29年5月9日 至 平成29年11月8日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左  (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期 （平成29年5月8日現在）	当期 （平成29年11月8日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	69,591,780	62,522,858
合計	69,591,780	62,522,858

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

区分	前期 （平成29年5月8日現在）	当期 （平成29年11月8日現在）
1口当たり純資産額	0.6373円	0.6346円

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 有価証券明細表

## （ア）株式

該当事項はありません。

## （イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	グローバルREITポートフォリオ・マザーファンド	5,843,485,019	8,263,856,513	
合計			5,843,485,019	8,263,856,513	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 参考情報

本ファンドは、「グローバルREITポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## ( 1 ) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成29年5月8日現在)	(平成29年11月8日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		62,735,983	-
コール・ローン		138,917,922	175,854,695
投資証券		9,150,023,571	8,409,618,464
派生商品評価勘定		-	30,057
未収入金		3,625,082	30,624,106
未収配当金		39,088,870	44,067,038
流動資産合計		9,394,391,428	8,660,194,360
資産合計		9,394,391,428	8,660,194,360
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		207,444	-
未払金		18,628,233	22,666,126
未払解約金		5,724,506	2,042,285
未払利息		380	416
流動負債合計		24,560,563	24,708,827
負債合計		24,560,563	24,708,827
純資産の部			
元本等			
元本		6,782,501,335	6,106,286,971
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )		2,587,329,530	2,529,198,562
元本等合計		9,369,830,865	8,635,485,533
純資産合計		9,369,830,865	8,635,485,533
負債純資産合計		9,394,391,428	8,660,194,360

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成28年11月9日 至 平成29年5月8日	自 平成29年5月9日 至 平成29年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

## （貸借対照表に関する注記）

区分	(平成29年5月8日現在)	(平成29年11月8日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	7,066,159,969円	6,782,501,335円
期中追加設定元本額	701,983,726円	67,198,460円
期中一部解約元本額	985,642,360円	743,412,824円
期末元本額	6,782,501,335円	6,106,286,971円
元本の内訳		
GSグローバルREITポートフォリオ （毎月分配型）	6,503,908,007円	5,843,485,019円
ダイバーシファイド・ベータ・ ポートフォリオ（適格機関投資家専 用）	179,227,314円	155,574,791円
グローバル・ダイバーシファイドVA （適格機関投資家専用）	99,366,014円	107,227,161円
2. 受益権の総数	6,782,501,335口	6,106,286,971口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成28年11月9日 至 平成29年5月8日	自 平成29年5月9日 至 平成29年11月8日
1．金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 平成28年11月9日 至 平成29年5月8日	自 平成29年5月9日 至 平成29年11月8日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(平成29年5月8日現在)	(平成29年11月8日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	135,423,039	216,780,662
合計	135,423,039	216,780,662

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

区分	種類	（平成29年5月8日現在）				（平成29年11月8日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外の 取引	為替予約 取引								
	売建								
	米ドル	38,318,362	-	38,525,806	207,444	-	-	-	-
	シンガポ ールドル	-	-	-	-	9,087,213	-	9,057,156	30,057
合計	38,318,362	-	38,525,806	207,444	9,087,213	-	9,057,156	30,057	

## （注）時価の算定方法

## ・為替予約取引

1．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

## ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

区分	（平成29年5月8日現在）	（平成29年11月8日現在）
1口当たり純資産額	1.3815円	1.4142円

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

## (ア) 株式

該当事項はありません。

## (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	496	144,038,400	
		ケネディクス商業リート投資法人	1,067	237,941,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人	2,257	314,625,800	
		オリックス不動産投資法人	1,732	272,270,400	
		インヴィンシブル投資法人	2,592	122,860,800	
		大和ハウスリート投資法人	547	143,368,700	
小計				1,235,105,100	
米ドル	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	84,343	1,495,401.39	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	97,324	547,934.12	
		DDR CORP	205,454	1,637,468.38	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	36,441	997,754.58	
		EPR PROPERTIES	10,308	725,270.88	
		GGP INC	40,306	1,020,950.98	
		HCP INC	79,260	2,140,020.00	
		LASALLE HOTEL PROPERTIES	85,747	2,446,361.91	
		LIFE STORAGE INC	15,531	1,350,731.07	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	15,677	1,646,555.31	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	43,157	1,213,574.84	
		PENN REAL ESTATE INVEST	14,986	397,428.72	
		RLJ LODGING TRUST	129,106	2,792,562.78	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	17,116	2,722,299.80	
		SL GREEN REALTY CORP	38,567	976,902.11	
		TAUBMAN CENTERS INC	51,465	1,302,064.50	
		WELLTOWER INC	25,670	1,760,705.30	
小計				25,173,986.67	
				(2,863,792,723)	
カナダドル	投資証券	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	37,528	1,584,807.44	
		CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	23,345	1,070,134.80	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	50,151	1,271,327.85	
小計				3,926,270.09	
				(349,948,453)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	投資証券	FONCIERE DES REGIONS	25,814	2,245,559.86	
		GREEN REIT PLC	758,186	1,169,880.99	
		KLEPIERRE	53,957	1,850,994.88	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	143,049	1,565,671.30	
		UNIBAIL-RODAMCO SE	8,583	1,866,802.50	
小計				8,698,909.53	
				(1,147,386,167)	
英ポンド	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	125,516	977,769.64	
		BRITISH LAND CO PLC	172,477	1,026,238.15	
		HAMMERSON PLC	187,886	976,067.77	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	408,895	605,164.60	
小計				3,585,240.16	
				(537,068,975)	
オーストラリアドル	投資証券	AUSTRALIAN UNITY OFFICE FUND	624,413	1,461,126.42	
		CHARTER HALL GROUP	187,762	1,126,572.00	
		GPT GROUP	546,809	2,837,938.71	
		PROPERTYLINK GROUP	1,474,278	1,511,134.95	
		SCENTRE GROUP	788,321	3,176,933.63	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	739,317	1,730,001.78	
		STOCKLAND	606,165	2,794,420.65	
		VICINITY CENTRES	692,472	1,876,599.12	
小計				16,514,727.26	
				(1,437,607,007)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	249,000	16,533,600.00	
小計				16,533,600.00	
				(241,059,888)	
シンガポールドル	投資証券	ESR REIT	2,876,600	1,596,513.00	
		FIRST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	436,519	600,213.62	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	1,461,800	2,287,717.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,361,200	2,674,758.00	
小計				7,159,201.62	
				(597,650,151)	
合計				8,409,618,464	
				(7,174,513,364)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 17銘柄	100.0%	39.9%
カナダドル	投資証券 3銘柄	100.0%	4.9%
ユーロ	投資証券 5銘柄	100.0%	16.0%
英ポンド	投資証券 4銘柄	100.0%	7.5%
オーストラリアドル	投資証券 8銘柄	100.0%	20.0%
香港ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	3.4%
シンガポールドル	投資証券 4銘柄	100.0%	8.3%

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成29年11月30日現在)

資産総額	8,287,510,289円
負債総額	12,278,579円
純資産総額( - )	8,275,231,710円
発行済口数	13,041,945,157口
1口当たり純資産額( / )	0.6345円

## 参考情報

&lt;グローバルREITポートフォリオ・マザーファンド&gt;

(平成29年11月30日現在)

資産総額	8,831,403,478円
負債総額	6,936,010円
純資産総額( - )	8,824,467,468円
発行済口数	6,234,261,851口
1口当たり純資産額( / )	1.4155円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

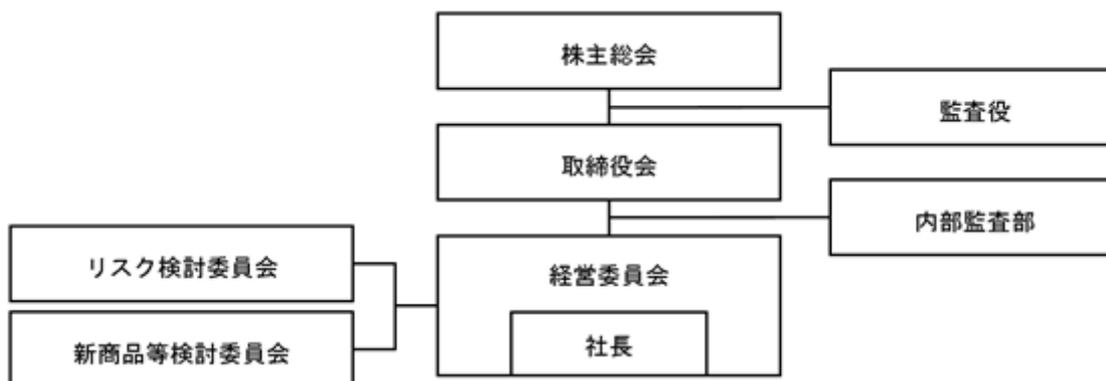
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

##### 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメント・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロダクト・ファンド部、オルタナティブ投資室およびスチュワードシップ責任推進室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### 委託会社の運用するファンド

2017年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	115	2,090,760,485,959
合計	115	2,090,760,485,959

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度の中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

期別		第21期 (平成27年12月31日現在)			第22期 (平成28年12月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			8,541,657			11,862,842	
有価証券			12,097,990			6,299,991	
支払委託金			26			13	
収益分配金		26			13		
前払費用			157			1,657	
未収委託者報酬			1,527,034			1,456,052	
未収運用受託報酬			1,885,724			2,336,911	
未収収益			11,848			35,018	
未収還付法人税等			-			1,296,793	
繰延税金資産			1,079,356			1,106,557	
流動資産計			25,143,796	90.7		24,395,838	95.0
固定資産							
投資その他の資産			2,580,738			1,284,054	
投資有価証券		573,290			595,616		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,997,448			678,438		
固定資産計			2,580,738	9.3		1,284,054	5.0
資産合計			27,724,534	100.0		25,679,893	100.0

期別		第21期 (平成27年12月31日現在)			第22期 (平成28年12月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			580			800	
未払金			538,691			470,171	
未払収益分配金		242			255		
未払償還金		72			72		
未払手数料		538,376			469,844		
未払費用			4,518,812			10,304,651	
前受収益			-			258	
未払法人税等			888,102			-	
未払消費税等			205,603			165,905	
流動負債計			6,151,789	22.2		10,941,787	42.6
固定負債							
長期借入金	* 1		-			3,000,000	
長期未払費用			7,097,924			2,069,604	
固定負債計			7,097,924	25.6		5,069,604	19.7
負債合計			13,249,714	47.8		16,011,391	62.3

期別		第21期 (平成27年12月31日現在)			第22期 (平成28年12月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,545,174			8,725,636	
その他利益剰余金		13,545,174			8,725,636		
繰越利益剰余金		13,545,174			8,725,636		
株主資本合計			14,425,174	52.0		9,605,636	37.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		49,646			62,865		
評価・換算差額等合計			49,646	0.2		62,865	0.2
純資産合計			14,474,820	52.2		9,668,501	37.7
負債・純資産合計			27,724,534	100.0		25,679,893	100.0

## (2) 【損益計算書】

期別		第21期			第22期		
		自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	金額	構成比	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	金額	構成比
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			11,823,135			15,153,948	
運用受託報酬	* 2		6,961,333			7,583,471	
その他営業収益	* 2		4,316,802			5,001,454	
営業収益計			23,101,271	100.0		27,738,874	100.0
営業費用							
支払手数料			5,363,613			6,632,673	
広告宣伝費			102,758			107,277	
調査費			5,350,334			7,328,739	
委託調査費	* 2	5,350,334			7,328,739		
委託計算費			159,321			236,499	
営業雑経費			197,324			223,449	
通信費		9,974			16,707		
印刷費		161,506			175,198		
協会費		25,843			31,542		
営業費用計			11,173,351	48.4		14,528,638	52.4
一般管理費							
給料			5,734,984			6,774,131	
役員報酬		185,510			208,746		
給料・手当		2,319,237			3,030,358		
賞与		746,339			868,684		
株式従業員報酬	* 1	797,337			518,428		
その他の報酬		1,686,559			2,147,911		
交際費			57,202			49,991	
寄付金			63,290			67,044	
旅費交通費			187,482			175,704	
租税公課			71,744			46,945	
不動産賃借料			268,044			351,225	
退職給付費用			698,807			734,825	
事務委託費			398,407			516,389	
諸経費			941,860			1,222,952	
一般管理費計			8,421,824	36.5		9,939,210	35.8
営業利益			3,506,095	15.2		3,271,025	11.8

経常損益の部  
営業損益の部

期別		第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			第22期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常損益の部	営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%
	収益分配金			502,884			21,305	
	受取利息			14,231			15,522	
	投資有価証券売却益			66,895			47	
	株式従業員報酬	* 1		59,655			-	
	為替差益			12,446			-	
	雑益			-			4,058	
	営業外収益計			656,114	2.8		40,933	0.1
	営業外費用							
	支払利息			-			898	
	株式従業員報酬	* 1		-			785,471	
	為替差損			-			31,543	
	投資有価証券売却損			8			819	
	雑損			-			199	
	営業外費用計			8	0.0		818,931	3.0
	経常利益				4,162,200	18.0		2,493,027
税引前当期純利益				4,162,200	18.0		2,493,027	9.0
法人税、住民税及び事業税				1,978,986	8.6		24,863	0.1
法人税等調整額				494,163	2.1		1,287,702	4.6
当期純利益				2,677,378	11.6		1,180,461	4.3

## （ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

第21期  
（ 自平成27年 4 月 1 日 至平成27年12月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成27年 4 月 1 日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				4,000,000	4,000,000	4,000,000			4,000,000
当期純利益				2,677,378	2,677,378	2,677,378			2,677,378
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額（純額）							352,608	352,608	352,608
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,322,621	1,322,621	1,322,621	352,608	352,608	1,675,229
平成27年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820

第22期  
（ 自平成28年 1 月 1 日 至平成28年12月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成28年 1 月 1 日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				6,000,000	6,000,000	6,000,000			6,000,000
当期純利益				1,180,461	1,180,461	1,180,461			1,180,461
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額（純額）							13,219	13,219	13,219
事業年度中の変動額合計	-	-	-	4,819,538	4,819,538	4,819,538	13,219	13,219	4,806,318
平成28年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	8,725,636	8,725,636	9,605,636	62,865	62,865	9,668,501

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(3) 決算日の変更に関する事項 当社は平成27年6月26日開催の株主総会で決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、平成27年12月期の会計年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となりました。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第21期 (平成27年12月31日現在)	第22期 (平成28年12月31日現在)
該当事項はありません。	<p>* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>固定負債 長期借入金 3,000,000千円</p>

(損益計算書関係)

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益 運用受託報酬 1,882,545千円 その他営業収益 4,175,357千円 営業費用 委託調査費 5,350,334千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益 運用受託報酬 1,995,741千円 その他営業収益 4,688,436千円 営業費用 委託調査費 7,328,739千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第21期(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

## 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

## 2.配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	平成27年12月21日	平成27年12月21日

第22期(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

## 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

## 2.配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月13日 臨時株主総会	普通株式	6,000,000	937,500	平成28年12月22日	平成28年12月22日

## (リース取引関係)

第21期 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	第22期 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第21期  
(自 平成27年4月1日  
至 平成27年12月31日)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

#### 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

#### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

#### 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第21期  
(自 平成27年4月1日  
至 平成27年12月31日)

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8,541,657	8,541,657	-
有価証券			
其他有価証券	12,097,990	12,097,990	-
未収委託者報酬	1,527,034	1,527,034	-
未収運用受託報酬	1,885,724	1,885,724	-
投資有価証券			
其他投資有価証券	573,290	573,290	-

## 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	8,541,657	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	12,100,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,527,034	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,885,724	-	-	-	-	-

## 第22期

（自 平成28年 1月 1日  
至 平成28年12月31日）

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は借入金であります。

## 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第22期  
（自 平成28年 1月 1日  
至 平成28年12月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,862,842	11,862,842	-
有価証券			
其他有価証券	6,299,991	6,299,991	-
未収委託者報酬	1,456,052	1,456,052	-
未収運用受託報酬	2,336,911	2,336,911	-
投資有価証券			
其他投資有価証券	595,616	595,616	-
長期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	11,862,842	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるもの	6,300,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,456,052	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,336,911	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	3,000,000	-	-	-

## （有価証券関係）

第21期 （自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）					第22期 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500,000	573,290	73,290	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500,000	590,780	90,780
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	12,097,990	12,097,990	-	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託	5,000	4,837	164
						コマー シャル・ ペーパー	6,299,991	6,299,991	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）			売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
568,887	66,895	8			15,228	47	819		

## （デリバティブ取引関係）

第21期 （自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）	第22期 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

## （退職給付関係）

第21期 （自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）	第22期 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上して おります。	2. 退職給付費用に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産（流動資産）	繰延税金資産（流動資産）
未払費用 980,373千円	未払費用 662,332千円
未払事業税 64,201	繰越欠損金 483,789
その他 34,781	その他 38,081
小計 1,079,356	小計 1,184,203
繰延税金資産（流動資産） 1,079,356	繰延税金資産（固定資産）
繰延税金資産（固定資産）	長期未払費用 255,529
長期未払費用 1,939,534	繰越欠損金 349,719
その他 81,558	その他 100,940
小計 2,021,092	小計 706,189
繰延税金負債（固定負債）	繰延税金資産合計 1,890,392
その他有価証券評価差額金 23,644	繰延税金負債（流動負債）
小計 23,644	未収還付事業税 77,646
繰延税金資産（固定資産）の純額 1,997,448千円	小計 77,646
	繰延税金負債（固定負債）
	その他有価証券評価差額金 27,751
	小計 27,751
	繰延税金負債合計 105,397
	繰延税金資産純額 1,784,995千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 33.06 %	法定実効税率 33.06 %
(調整)	(調整)
賞与等永久に損金に算入されない項目 3.02 %	賞与等永久に損金に算入されない項目 15.37 %
その他 0.40 %	その他 4.22 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.67 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.65 %

<p style="text-align: center;">第21期 （自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第22期 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から、平成29年1月1日及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。</p>

## 〔セグメント情報等〕

第21期（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

## 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## 〔関連情報〕

## 1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,823,135	6,961,333	4,316,802	23,101,271

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
19,904,703	3,196,568	23,101,271

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第22期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

## 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## 〔関連情報〕

## 1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	15,153,948	7,583,471	5,001,454	27,738,874

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
25,094,631	2,644,243	27,738,874

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

第21期  
( 自 平成27年 4月 1日  
至 平成27年12月31日 )

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費(注1)	4,175,357 1,882,545 5,350,334		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼任 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等 (注1)	2,233,594	有価証券	12,097,990
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ 人事・総務・施設管理 業務受託		従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等 (注2)	5,538,780	未払費用 長期未払 費用	3,776,015 7,075,447
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業		現金の預 入			現金・預 金	1,344,386

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第22期  
(自 平成28年1月1日  
至 平成28年12月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	25 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費(注1)	4,688,436 1,995,741 7,328,739		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金の提供	劣後債務の借入	3,000,000	長期借入金 (注2)	3,000,000

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 長期借入金について、借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2.5年であり、担保は差し入れておりません。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第22期  
（自 平成28年1月1日  
至 平成28年12月31日）

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス 証券株 式会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品 取引業		業務委託 役員の兼 任  有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等 （注1）	2,877,113	有価証券	6,299,991
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ ジャパ ン・ホル ディング ス有限 会社	東京都 港区	100 百万円	ゴールド マン・サ ックス・ グルー プ人事・ 総務・ 施設管 理業務 受託		従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関 する人件 費等 （注2）  営業費用 及び一般 管理費  営業外費 用	6,305,928  785,512	未払費用  長期未払 費用	8,788,118  2,069,604
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ バンク ・USA	アメリ カ合衆 国 ニュー ヨーク 州	8,000 百万ドル	銀行業		現金の預 入			現金・預 金	2,594,811
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ インベ ストメン ト・ストラ テジー・ LLC	アメリ カ合衆 国 ニュー ヨーク 州	38 百万ドル	投資顧問 業		投資助言			未払費用	912,864

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

## （1株当たり情報）

第21期 （自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）		第22期 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）	
1株当たり純資産額	2,261,690円72銭	1株当たり純資産額	1,510,703円38銭
1株当たり当期純利益金額	418,340円43銭	1株当たり当期純利益金額	184,447円14銭
損益計算書上の当期純利益	2,677,378千円	損益計算書上の当期純利益	1,180,461千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,677,378千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,180,461千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第23期中間会計期間末 (平成29年6月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		7,931,743	
有価証券		8,499,985	
支払委託金		19	
前払費用		77,235	
未収委託者報酬		1,601,742	
未収運用受託報酬		1,376,487	
未収収益		351,573	
繰延税金資産		863,393	
立替金		526	
その他		190	
流動資産計		20,702,897	94.0
固定資産			
無形固定資産			
ソフトウェア		113,656	
投資その他の資産			
投資有価証券		600,941	
長期差入保証金		48,712	
繰延税金資産		519,432	
その他		46,340	
投資その他の資産計		1,215,427	
固定資産計		1,329,084	6.0
資産合計		22,031,981	100.0

区分	注記 番号	第23期中間会計期間末 (平成29年6月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		102,298	
未払金		559,792	
未払費用		4,102,096	
未払法人税等		282,275	
未払消費税等	* 1	255,979	
賞与引当金		1,308,131	
その他		173,834	
流動負債計		6,784,408	30.8
固定負債			
長期借入金		3,000,000	
退職給付引当金		59,452	
長期未払費用		1,533,858	
固定負債計		4,593,310	20.8
負債合計		11,377,718	51.6
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		9,707,702	
利益剰余金合計		9,707,702	
株主資本合計		10,587,702	48.1
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		66,559	
評価・換算差額等合計		66,559	
純資産合計		10,654,262	48.4
負債・純資産合計		22,031,981	100.0

## (2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第23期中間会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		8,734,322	
運用受託報酬		4,576,343	
その他営業収益		2,466,784	
営業収益計		15,777,450	100.0
営業費用及び一般管理費		14,270,129	90.4
営業利益		1,507,320	9.6
営業外収益	* 1	128,067	0.8
営業外費用	* 2	9,482	0.1
経常利益		1,625,906	10.3
税引前中間純利益		1,625,906	10.3
法人税、住民税及び事業税		243,301	1.5
法人税等調整額		400,538	2.5
中間純利益		982,066	6.2

## 重要な会計方針

項目	第23期中間会計期間 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 6月30日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 当社は、確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第23期中間会計期間末 (平成29年6月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第23期中間会計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
* 1 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬 81,421千円 受取利息 15,898千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	支払利息 9,481千円
3 減価償却実施額	無形固定資産 20,594千円

## （リース取引関係）

第23期中間会計期間（自平成29年1月1日 至平成29年6月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

## （金融商品関係）

第23期中間会計期間（自平成29年1月1日 至平成29年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	7,931,743	7,931,743	-
有価証券			
その他有価証券	8,499,985	8,499,985	-
未収委託者報酬	1,601,742	1,601,742	-
未収運用受託報酬	1,376,487	1,376,487	-
投資有価証券			
その他有価証券	600,941	600,941	-
長期借入金	3,000,000	3,000,000	-

## 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## （有価証券関係）

第23期中間会計期間末（平成29年6月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	500,000	595,982	95,982
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	5,000	4,959	40
	コマーシャル・ペーパー	8,499,985	8,499,985	-

## （デリバティブ取引関係）

第23期中間会計期間（自平成29年1月1日 至平成29年6月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

第23期中間会計期間（自平成29年1月1日 至平成29年6月30日）

## 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## 〔関連情報〕

## 1．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	8,734,322	4,576,343	2,466,784	15,777,450

## 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
14,204,618	1,572,832	15,777,450

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報）

第23期 中間会計期間 （自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 6月30日）	
1株当たり純資産額	1,664,728円49銭
1株当たり中間純利益金額	153,447円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載してありません。	
（ 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎）	
中間損益計算書上の中間純利益	982,066千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	982,066千円
差 額	- 千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

## （ 重要な後発事象）

第23期中間会計期間（自平成29年 1月 1日 至平成29年 6月30日）  
該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 投資顧問会社

(2016年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	25百万米ドル (2,912百万円。 1米ドル=116.49円)	米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (GSAMロンドン)	1,756千米ドル* (205百万円。 1米ドル=116.49円)	主として英国において業務を行うゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーの関連企業です。GSAMロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)プライベート・リミテッド (GSAMシンガポール)	9百万米ドル (1,048百万円。 1米ドル=116.49円)	シンガポールにおいて、内外の有価証券等に係る資産運用およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

## (2) 受託会社

(2017年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (3) 販売会社

(2017年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社七十七銀行	24,658百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円	
株式会社南都銀行	29,249百万円	
株式会社四国銀行	25,000百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	
香港上海銀行 <sup>*1</sup>	1,143億5,872万香港ドル 34億5,300万米ドル	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
フィデリティ証券株式会社	8,158百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	8,000百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	
七十七証券株式会社	3,000百万円	

\*1 新規のお申込みのお取扱いは行いません。

## 2 【関係業務の概要】

## (1) 投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社より信託財産の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行っています。

## (2) 受託会社

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3 【資本関係】

## (1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

## (2) 受託会社

該当事項はありません。

## (3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用すること、本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することおよびキャッチ・フレーズを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
  - ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
  - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
  - ・ 金融商品取引業者登録番号
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木貴司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月6日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 貴司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGSグローバルREITポートフォリオ(毎月分配型)の平成29年5月9日から平成29年11月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GSグローバルREITポートフォリオ(毎月分配型)の平成29年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年9月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）X B R L データは監査の対象には含まれていません。